

2025年度（令和7年度）

# 附属明細書

学校法人 愛知淑徳学園

## 附属明細書

2025年度の事業報告において、私立学校法施行規則第29条第3項に規定する附属明細書に記載すべき「事業報告の内容を補足する重要な事項」はありません。